

○国家公務員共済組合連合会組織規程

(昭和 43 年 7 月 1 日)

平成 28 年 3 月 31 日共済連本総第 62 号 平成 28 年 6 月 29 日共済連本総第 161 号 平成 29 年 3 月 29 日共済連本総第 67 号
令和 2 年 3 月 31 日共済連本総第 83 号 令和 3 年 6 月 28 日共済連本総第 221 号 令和 4 年 3 月 24 日共済連本総第 68 号
令和 6 年 3 月 29 日共済連本総第 98 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国家公務員共済組合連合会(以下「本会」という。)の各部及び室の事務の分掌を定めることを目的とする。

(総務部の所掌事務)

第 2 条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機構及び定員に関すること。
- (2) 業務の一般に関する基本的調査及び企画に関すること。
- (3) 業務の総合的調整及び推進に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 文書に関すること。
- (6) 職員の研修に関すること。
- (7) 本会の利害に関係のある争訟その他法務に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) コンプライアンスの推進に関すること。
- (10) 国家公務員共済組合審査会に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び室の所掌に属さない事項に関すること。

(経理部の所掌事務)

第 3 条 経理部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び事業計画の総括に関すること。
- (2) 収入及び支出の執行に関すること。
- (3) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (4) 国家公務員共済組合連合会定款(以下「定款」という。)第 29 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号並びに附則第 4 条第 4 号に掲げる業務に関すること。
- (5) 物品及び役務の調達、管理並びに物品の処分に関すること。

(資金運用部の所掌事務)

第 3 条の 2 資金運用部においては、資金の管理及び運用に関する事務（運用リスク管理室の所掌に係る事務を除く。 ）をつかさどる。

(運用リスク管理室の所掌事務)

第 3 条の 3 運用リスク管理室においては、資金の運用に係るリスク管理に関する事務をつかさどる。

(監査室の所掌事務)

第4条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務の監査に関すること。
- (2) 監事の業務に関すること。

(年金部の所掌事務)

第5条 年金部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 定款第29条第1項第1号から第3号、第2項第1号から第3号及び附則第4条第1号から第3号までに掲げる業務に関すること。
- (2) 前号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(年金企画部の所掌事務)

第5条の2 年金企画部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 定款第29条第1項第5号及び第8号から第11号まで、第2項第5号及び第8号から第10号まで並びに附則第4条第5号、第8号及び第9号に掲げる業務に関すること。
- (2) 前号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

第6条 削除

(情報システム部の所掌事務)

第7条 情報システム部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 各部及び室の要請を受け、第5条及び第5条の2に掲げる業務その他の本会の業務の情報システムによる処理(次号において「情報処理」という。)についてのプログラムの作成及び管理並びに機器の管理及び運用に関すること。
- (2) 情報システム及び情報処理についての必要な調査及び企画に関すること。
- (3) 年金関係システムの総括に関すること。
- (4) 本会のIT活用の統括に関すること。
- (5) 本会のネットワークシステムの管理及び運用に関すること。
- (6) 本会の情報セキュリティ対策の総括に関すること。

(職員部の所掌事務)

第8条 職員部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の給与制度及び勤務条件の企画立案に関すること。
- (2) 職員に対する給与の支払についての監理に関すること。
- (3) 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- (4) 職員の団体に関すること。
- (5) 職員の共済組合に関すること。

(病院部の所掌事務)

第9条 病院部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療施設(国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。以下「法」という。)
第 55 条第 1 項第 1 号に規定する連合会が経営する医療機関をいい、これに附置する
教育施設を含む。以下同じ。)の設置及び改善に関する計画の策定並びにその実施に
関すること。
- (2) 医療施設の運営に関すること。
- (3) 病院部及び旧令病院部の連絡調整に関すること。
(旧令病院部の所掌事務)

第 10 条 旧令病院部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和 25 年法律第 25
6 号)附則第 3 項に規定する施設(以下「旧令共済病院」という。)の改善に関する計
画の策定及びその実施に関すること。
- (2) 旧令共済病院の運営に関すること。
(宿泊事業部の所掌事務)

第 11 条 宿泊事業部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 宿泊施設の設置及び改善に関する計画の策定並びにその実施に関すること。
- (2) 宿泊施設の運営に関すること。
- (3) 特別契約施設の業務に関すること。

第 12 条 削除

(管財・営繕部の所掌事務)

第 13 条 管財・営繕部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不動産(投資のために取得する不動産を含む。)並びに地上権、地役権及びこれら
に準ずる権利の取得、借入れ、管理及び処分に関すること。
- (2) 国家公務員特別借受宿舍及びこれに類する施設の建設(これに必要な土地又は地上
権、地役権及びこれらに準ずる権利の取得及び借入れを含む。)並びにその管理、貸
付け及び譲渡に関すること。
- (3) 医療施設、宿泊施設、旧令共済病院及び職員宿舍等(次号において「施設等」とい
う。)の営繕に関する企画及びその実施に関すること。
- (4) 施設等の工事の設計、監理、監督、検査その他営繕技術に関すること。
(特定事業部の所掌事務)

第 14 条 特定事業部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法第 98 条第 1 項第 1 号の規定に基づく健康管理及び疾病の予防に係る組合員及び
その被扶養者(以下「組合員等」という。)の自助努力についての支援並びに組合
員等の健康の保持増進を目的として行う事業並びに当該事業に附帯する事業に係る
業務に関すること。

- (2) 法第 98 条第 1 項第 7 号の規定に基づく定款第 30 条第 2 号に規定する組合に対する資金の貸付け及び本会の経理単位に対する資金の貸付け並びにこれらに附帯する業務（他の部の所掌に係る業務を除く。）に関する事。
- (3) 法第 98 条第 1 項第 7 号の規定に基づく組合員の福祉の増進に資することを目的として行う事業（前号に掲げるものを除く。）及び当該事業に附帯する事業に係る業務（他の部の所掌に係る業務を除く。）に関する事。
- (4) 法附則第 14 条の 3 の規定に基づく国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金を交付する事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業並びにこれらに附帯する事業に係る業務に関する事。
- (5) 法附則第 14 条の 4 の規定に基づく国家公務員等の持家として分譲する住宅の建設及び当該住宅の分譲並びにその持家としての住宅の建設又は改良のための資金を貸し付ける事業その他これらに附帯する事業に係る業務に関する事。
- (6) 定款第 31 条に掲げる業務に関する事。
- (7) ガス障害者救済のための特別措置要綱（昭和 29 年 2 月 12 日蔵計第 280 号）に基づく業務に関する事。
- (8) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）第 85 条の 7 第 2 項の規定に基づく組合貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する事。

（審議役）

第 15 条 本会に審議役を置くことができる。

2 審議役は、理事長、専務理事、常務理事又は常任監事の命を受け、特定の事項について審議する。

（部及び室の内部組織）

第 16 条 各部及び室の内部組織及び事務の分掌は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 43 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、この規程の定めにかかわらず、旧令共済病院に係る職員団体に関する事務は旧令病院部において、年金部若しくは旧令年金部の業務に係る会計に関する事務は、従前の例により年金部において行うものとする。

附 則

この改正規程中第 2 条第 4 号の改正規定、第 11 条の改正規定及び第 11 条の 2 の改正規定は、昭和 44 年 7 月 1 日から、その他の改正規定は、昭和 44 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 46 年 7 月 10 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 48 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 49 年 7 月 10 日から適用する。ただし第 6 条の次に 1 条を加える改正規定は、別に理事長が定める日から適用する。(昭和 50 年 4 月 1 日共済連本総第 84 号により、機械部の施行日は、昭和 50 年 4 月 1 日とする。)

附 則

この改正規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 52 年 6 月 10 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 56 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 60 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 61 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は、平成 8 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 17 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日共済連本総第 62 号)

この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 29 日共済連本総第 161 号)

この変更は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日共済連本総第 67 号)

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日共済連本総第 83 号)

この変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 28 日共済連本総第 221 号)

この変更は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日共済連本総第 68 号)

- 1 この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 24 日共済連本総第 68 号附則第 2 項の規定による寄託が行われている場合における国家公務員共済組合連合会組織規程（昭和 43 年 7 月 1 日共済連本第 1315 号）第 14 条第 2 号の規定の適用については、同号中「並び」とあるのは、「、令和 4 年 3 月 24 日共済連本総第 68 号附則第 2 項の規定による寄託を受けた資産の管理並びに」とする。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日共済連本総第 98 号)

この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。